# イギリス革命期「大衆請願」の用法にみられる 革 新 性

友 田 卓 爾

請願という行為は本来、苦情の救済を訴えるための合法手段であったけれども、イギリス革命期(1640~60年)には、国王や議会に抗議をしたり圧力をかけること(ロビー活動)を目的とする〈大衆請願〉(多数の人びとの署名を付して請願するという方法)が頻繁に組織された。つまり、議会派・国王派、(高)長老派・独立派・レベラーなどの対立したグループが、互いに署名を集め、デモンストレーションを組織して「住民の名で」請願書を提出した。

大衆請願の出現は、請願の性格を変えただけでなく、政治思想や政治文化の転換に大きな意義をもった。このことを明らかにするための基礎的作業として、小論は大衆請願の用法における革新性を実証する史料を探りだし、革新性の歴史的意味について考察する。このような研究課題を設定した理由は、従来「支配されるだけの存在」とみなされてきた「あらゆる類の被抑圧者」(下層民衆や女性)さえ請願したという革命的な現実のもとでリベラルな民主主義思想や政治文化が醸成したと考えるからである。換言すれば、革新的な用法に基づく請願という共同行動の展開が「同意」(consent)や「理性」(reason)についての論議と深く関わりをもっていることに着眼するからである。

# 第1章 レベラー請願書にみられる革新的な用法

レベラーの請願運動の真骨頂は、彼らが民衆に向けて請願書を印刷して

配布した際の用い方に認められるであろう。その点は、請願書を提出する 以前や以後に民衆に向けて配布された請願書の写しがあることや、その写 しにしばしば署名集め・集会・デモの仕方などについての〈指令〉が印刷 されていることに端的に示されている。そうした革新的な用法を確認でき る請願書(写し)として以下の文書が存在する。

(1) "To the Right Hon. the Commons of England in Parliament assembled. The humble Petition of many wel-affected Citizens, and other Free born People of England."

レベラー指導者は、長老派議員ジョン・メィナードの釈放を求める請願書を作成した。それによると、メィナードは1648年2月19日に貴族院法廷に出廷することを命じられたが、彼の受難は彼だけの問題ではなく、「あらゆる個人としてのイギリス人の利害が掛かり合っている。貴族院は庶民たる彼の刑事事件をさばく裁判権を有すると主張しているが、この不法な貴族院の要求は、貴族院の特権や不法なやり方に反対するあらゆる人を滅ぼす先例にされるだろう。合法な裁判は、普通の裁判所で、同等の人からなる陪審員によるものである。そうであることを切望する。というのは、もし誰かある人が法に反して破滅させられるならば、同一のルールによって多くの人が同様に滅ぼされるだろう。そして、イギリスの法と自由が永久に失われることになるだろう」(1)。

この請願書の写し(1)には次のような指令が付されている。「イングランドの平和と彼ら自身の権利と自由を確保するために努力しようと望むすべての'well affected persons'は、次の1648年2月18日金曜の朝にウェストミンスターに穏やかに集り、この請願書の提出を助けて、それに対する議会の答えを待ってほしい」。この指令から明らかなように、請願の目的は、苦情の救済を訴えること(伝統的な請願の目的)よりもむしろ〈世論〉を組織して議会に圧力をかけることにあった。

(2) "To the Honourable, the Supreame Authority of this Nation, the Commons of England, in Parliament Assembled. The humble Petition of divers Inhabitants of the County of [ ] in the behalfe of the poore of this Nation."

1649 年 2 月 16 日付の請願書において、レベラーは貧しい「被抑圧者」を「貧困と飢え」から「解放する」ことを訴えている。この請願書のブロードサイド刷写し(2)は、[ブランク]に州名を記入して庶民院に請願するためのフォーマットであり、ボトムに「追伸」として次の〈指令〉が印刷されている。「教区教会でこの請願書を読み上げ、すべての署名を集めて、1649 年 3 月 14 日またはそれ以前に、ロンドンのアルドゲート(Aldgate)で 'the Gun' の看板を出している靴下製造販売業者のウィリアム・ワリス(Wallis)の家に請願書を送り届けてほしい。(その場所でこの請願書の写しが入手できる)」。この請願書(写し)は、各州の請願推進「委員」が使用するために印刷されたであろうと思われる $^{22}$ 。

(3) "The second Part of Englands New-Chaines discovered: Or a sad Representation of the uncertain and dangerous condition of the Common-wealth: Directed to the Supreme Authority of England, the Representors of the People in Parliament assembled. By severall wel-affected persons inhabiting the City of London, Westminster, the Borough of Southwark, Hamblets, and places adjacent, presenters and approvers of the late large Petition of the Eleventh of September. 1648."

1649 年 3 月 28 日に「過激な文書」(1649 年 3 月 24 日付け)の「著者、考案者、立案者」(Authors, Contrivers, and Framers)であるレベラー指導者たちが反逆罪の容疑で逮捕されてロンドン塔に拘留されると、この文書は、タイトルページの一部分を変更して再び印刷された。つまり、印刷された「過激な文書」の写し(3)には、'All persons who are assenting to this Representation, are desired to subscribe it, and bring in their Subscriptions to the Presenters and Approvers of the foresaid Petition of the 11 of Sept.' という指令が記されていたが<sup>(3)</sup>、「著者、考案者、立案者」

が逮捕された後に出版された改版(日付不明)ではそれが削除されて替わりに 'And as it is avowed by Lieutenant Colonel John Lilburn, Mr. Richard Overton, and Mr. Tho. Prince, upon perill of their lives; and for which they are now committed to the Tower as Traytors.' と印刷されている<sup>(4)</sup>。同一の文書が異なったタイトルでもって印刷されたのはなぜであろうか。オリジナル版は秘密の分離教会などで配布して署名を集めることを目的としたものであり、改版は広く〈世論〉に訴える(不特定多数の〈公衆〉に呼びかけて支持者 "Affecters and Approvers" を獲得する)ことを目的としたものであると言えるであろう。

(4) "To the Supream authority of this Nation, the Commons assembled in Parliament: The humble Petition of divers wel-affected Women inhabiting the Cities of London, Westminster, the Borough of Southwark, Hamblets, and Places adjacent; (Affecters and Approvers of the late large Petition) of the Eleventh of September, 1648."

この文書(4)は、前述の「過激な文書」の共同の「著者、考案者、立案者」 (Authors, Contrivers, and Framers あるいは Authors and Promoters) である 6 人のレベラー指導者の釈放を求めた数千人の女性の請願書の写しであるが、最後に次のような〈指令〉が印刷されている。「これを承認するすべての女性(Approvers)が署名してほしい。そして、これを受け取るために各区(Ward, Division)で任命されるはずの女性に、署名表を渡してほしい。そして 1649 年 4 月 23 日月曜の午前 8 - 9 時にウェストミンスター・ホールに集まってほしい」  $^{(5)}$ 。

[小括] レベラー指導者の中心的な政治的戦術は〈大衆請願〉であった。彼らは請願書(写し)を大量に印刷した。「公刊によって期待されることは……広範な承認(large acceptance)を得ること」であった。なぜならば、「何千名もの人びとの署名を集めれば、議会から有効な回答を得られることが疑いない」からであった<sup>66</sup>。

レベラー請願の革新性は、独立派のウォルタ・フロストが発した質問に

端的に示されているであろう。彼は、レベラーが請願書(1648年1月請願)を3,000部印刷しようと計画していることについて、こう異議を唱えた。「それが議会への請願書であるならば、なぜ提出に先立って印刷され、民衆に向けて出版されるのか。民衆集団(multitudes)から承認を得るためなのか。そのようなことがなぜ必要であるのか。求められるのは、彼らの承認だとしても、承認のための議論は不必要なはずだ。……王国全体の判断は、両院の判断のなかにある。諸君は諸君自身の圧力を示すことはできるが、王国全体のそれを示すことはできない」「。レベラー指導者にとって、請願の用法および目的は議会に救済を訴えることよりもむしろ、印刷開示して〈公衆〉に呼びかけて「広範な承認を得る」・「支持者(Affecters and Approvers)を獲得する」ことにあった。

革命期に「印刷と民主主義の発酵とが組み合って、イギリス史上はじめて公衆の耳が利用できるようになり、重要になった」<sup>(8)</sup>。以下の章では、レベラーや民主主義思想が登場する前提条件になった〈印刷された請願書〉の効用を示す主要な史料を取り上げ、それらの請願書の革新的な用法について考察する。

# 第2章 大衆請願の出現—1640~41年

革命の初期(1640~42年)に、請願書を印刷して用いることが常套手段になった。その結果、請願書の写しを民衆のあいだに配布して署名を集めることや、請願書の写しを携えたデモンストレーションを組織することが頻繁にみられた。そして請願のデモは、それを見物する大群衆を出現させた。

革命初期における一般民衆の政治参加(政治化)は、メーデーやクリスマスの頃によく起きた伝統的な暴力的騒擾と、印刷された請願書の写しを携えた国王や議会への政治的デモ、の二つのタイプに大別される。ここでは、後者に焦点を合わせて、請願の規模(署名・デモの数)と用法(提出

の仕方)にみられた革新性について検討する。これらの点を確認できる請願書(写し)として以下の史料がある。

(1) "To the King's Most Excellent Majesty. The Humble Petition of your Majesties Subjects the Citizens of London."

1640 年 9 月はじめに、庶民院の指導的議員ジョン・ピムらの指示によって、国王に議会開催を求めた 12 人の貴族の請願書<sup>®</sup>が印刷されて、ロンドン市民のあいだに配布された。間もなく作成された「市民の請願」の写し(1)<sup>®</sup>の内容は、「12 人の貴族の請願書と全く同じ趣旨」であった。それは、4 人の市参事会員のほかに 10,000 人以上の署名を付して、9 月 22 日に国王へ提出された<sup>®</sup>。

この「市民の請願」は、ロンドン市当局の署名のない文書であった。それゆえ枢密院は、国王に差し出される以前にロンドン市長、市参事会に書簡を送って、請願を停止させるよう命じた。その書簡のなかでこう述べている。「われわれは、ロンドン市民の名で(in the name of the Citizens of London)陛下に差し出すと見せかけている請願書の写しが存在し、幾らかの区(Wards)において請願書への署名をたくさん集めようと骨折られていることを知っている。……われわれは、市民の名で請願書が作成され、シティの勅許状と慣習によって認可されていない方法で署名が手を尽くして集められていることを、非常に危険であり奇妙なことだ(very dangerous and strange)と考えざるをえない「<sup>12</sup>。

請願書が「ロンドン市民の名で」(自治体住民の名で)作成されたということは、都市自治体を代表して請願書を出す権限を有する市当局(市長・市参事会・市会)をバイパスして、住民(上層・中層市民)から直接提出されたことを意味する。したがって、反国王派議員によって鼓舞された市民請願書は「非常に危険であり奇妙な」文書であった。

(2) "To the Right Honourable the Commons House of Parliament. The Humble Petition of many of His Majesty's Subjects in and about the City of London, and several Counties of the Kingdom."

1640年12月11日の請願書の写し(2)は、「国教会の大主教と主教によ る統治が、彼らの儀式と法廷のすべてと一緒に根と枝ごと廃止される」こ とを要求した極めて政治的な文書であり間、一般に『根と枝』請願として 知られる。この請願書は「ロンドンの市民たちによって持ち込まれた。そ れは表を作って15.000人の署名を添付していた。2人の市参事会員が2、 3人のシティ・キャプテンを伴って、それを議会に引き渡したそうである。 だが、同一の時刻にウェストミンスターには数千人の市民がこの引き渡し を見守るために集まったので、ホールとその近辺は再び群衆でいっぱいに なった。この請願書は議会で読み上げられた。…庶民院は、これらの詳細 事項について討議する委員会を任命した。そして、6人の市民だけがこの 請願書を訴えてよいことと、今後大勢でやって来るのを差し控えることを 定めた「♥。デグビィ卿は、群衆をつき従えて議会に提出した「引き渡し」 方法を批判した上で、「この請願書の大胆な部分について言えば、請願者 が何をなすか、いかになすかを議会に向かって指図しているだけでなく、 群衆が議会に向かって、政府は何であり何でないかを、神の言葉にしたがっ て教えている。これ以上に大きなでしゃばりがありえるであろうか」と攻 撃した(5)。

この請願書の革新性は、内容だけではなく、議会に提出される以前に印刷され、回覧されて多数の署名を集めたことや、「市民の請願」として直接庶民院に差し出されたことにあった。それゆえ、「数千人の市民がこの引き渡しを見守るために」ウェストミンスターに集まったことは、この請願書の革新的な用法が何を目的にしたものであったかを暗示している。

(3) "To the Honourable Houses of Parliament now Assembled. The Humble Petition of many of the Inhabitants within His Majesty's County of Kent."

ロンドン市民の『根と枝』請願の内容をモデルにして、多くの州から請願書が議会に提出された。それらの請願書は、数千人の署名を付して、大勢の騎乗や徒歩の人びとによる盛儀堂々としたデモンストレーションで

もって持ち込まれ、州選出議員によって議長に差し出された。最初に到着したのはケント州の請願者たちであり、1641年1月13日に『根と枝』と同じ趣旨の請願書を同州選出議員サー・エドワード・ディアリングを通じて提出した。ケント州住民の請願書の写し(3)<sup>66</sup>は、1640年12月に州内を回覧されて署名が集められていた。

1641年1月13日にはエセックス州からも同様な請願書が提出された。これを口火に1月末までにサフォーク、サリ、サセックス、ノーフォーク、ケンブリッジシャ、ハーフォドシャ、バッキンガムシャ、ベッドフォードシャ、ウオリックシャ、グロスターシャ、チェシャの13州から請願書が提出された。。地方からの請願書は、「多数の署名を集めて、非常に大勢の民衆によって提出された。そして、これらの請願書のすべてが、最近の行き過ぎに言及した。そして頻繁な議会開催を支持するという結論に到達し、主教位階制に反対した」「多ディアリングはこう書きとめている。「多数のロンドン市民から差し出された請願書と同じ内容の請願書がケントから・・・私のもとに提出された。現在それは印刷物になっている。それはロンドン市民請願の卵(Spawne)でないにせよ、この請願の音節の発音を教え込まれて『根と枝』をまねて繰り返すオウムである「『。

地方からの請願に共通した特徴的な用法は、ロンドンの市民請願を「まねて繰り返すオウム」であった。それゆえ、デモンストレーションと署名の数でもって『根と枝』に呼応した一連の地方請願の目的は議会へのロビー活動にあったと言える<sup>©</sup>。

[小括] 1640~41年の請願(共同行動)に認められる革新性について概括すると、次のようなことが言えるであろう。反国王派の議員に「鼓舞された」ロンドン市民たちが、請願書を作成して印刷し、それを配布し回覧して署名を集め、デモンストレーションを組織して議会に提出した。議会に提出する以前に印刷した目的は、請願推進者たちが用いるためであった。この時期の請願の革新性は、多数の人びとの署名とデモに支えられた大衆請願がロンドン住民のあいだに組織されたこと、自治体当局が議会(ある

いは国王) に請願するという伝統的な手続きをとらずに「住民請願」という形式でもって直接議会へ提出されたこと、ロンドン住民の請願デモに呼応した一連の請願デモでもって地方が合流することによって国民的な規模の連帯(共同性)が表現されたこと、にある。

## 第3章 請願書の印刷と請願デモの効用 —1641 ~ 42 年

長期議会召集と内戦勃発との間のどこかの時点で、政治改革から武力闘争(内戦)へ突き進む重大な第一歩が踏み出された。ストラフォードの死刑執行、『大抗告』の可決と出版、国王による5議員逮捕未遂事件は劇的な分界点であったと言えるが、なかでも、反国王派議員が基本法と先例への訴えから〈民衆への訴え〉に転換した『大抗告』の出版公表(1641年12月)は、議会の分裂を決定的にした大事件である。反国王派議員のピムやハムデンが従来秘密とされてきた議会での演説や討議の内容を開示したことを契機にして、彼らの急進的な政策を支持したロンドン市民とそれに呼応する地方の請願デモが出現したからであり、またこれらの一連の請願デモに刺激された「卑しい類の連中」が「国王と議会の対立という好機をとらえて」<sup>□</sup>議会に押しかけたからである。本章では、地方の住民(ジェントリと自由土地保有農)とロンドンの住民(下層民衆と女性)が請願に立ち上がるコンテクストを跡づけながら、彼らの請願の特徴的な用法を考察する。

(1) "The Petition of the House of Commons, which accompanied the Remonstrance of the State of the Kingdom, when it was presented to His Majesty at Hampton-Court, Decemb. 1st. 1641."

1641年11月に庶民院は、チャールズ1世の治世15年間における教会と国家の統治に関する苦情を204項目にわたって列挙した告訴状『大抗告』を作成し、これを伝統的な請願の形式でもって国王に差し出した。文書(1)はその写しである $^{12}$ 。

『大抗告』について審議したとき、庶民院議員は真二つに分裂した。意 見の際立った対立は、この文書の内容や表現よりもむしろ、国王と貴族院 に反対して〈民衆に訴える〉というやり方、つまり印刷して民衆に開示す ることをめぐる衝突であった。サー・ジョン・カルペッパはこう異議を申 し立てた。「すべての訴えごとは国王に申し出られるべきであり、民衆に 宛てられるべきではない。というのは、国王だけがわれわれの苦情をとり 去ることができるからである」。「われわれの文書は、国王および貴族院と の交渉なしに民衆に宣言を送る権限をわれわれに認めていない。また、か つてどの議会もそのようなことをしなかった。公共の平和にとって危険で ある。この見解では、訴えごとは本来国王に向けてなされるものであり、 しかも苦情の救済を求めるものであるから、一般民衆の感情を扇動するプ ロパガンダであってはならない。エドワード・ハイド(のちのクラレンド ン伯)も非常に熱をこめて、次のように異議を唱えた。「大抗告は、民衆 へのアピールという性格によって、民衆にとって従来用いられることのな かった道具になると思われる。非常に危険な結果をもたらすことがわかる であろう。……おそらくそれは民衆に既成の政体への嫌悪を吹き込むであ ろう」。それが、国王と貴族院を「公共の正義の妨害者、改革の敵である として民衆にアピールする」とき、国王と貴族院に対して「当然払われる べき尊敬が多くの点で減じる」であろう™。サー・エドワード・ディアリ ングも反対してこう述べた。「私がはじめて大抗告について聞いたとき ……下方に向けて訴えかけ、民衆にいろいろ話をし、第三者としての国王 について語るとは夢にも思わなかった。そのような大抗告の効用と目的を 私は理解しないし、少なくとも理解したくない」。「私は、われわれの苦情 の救済を一般民衆に求めないし、また彼らに救われるのを願いはしない。 『大抗告』は、王国の諸問題について庶民院から国王に請願するという 伝統的な形式を用いたけれども、ハイドたちの眼からみれば、『大抗告』 を印刷公表することの真の狙いは民衆へのアピールにあり、それは先例の

ない「危険な企て」であった。従来秘密とされてきた議会での演説や討議

の内容を印刷してパブリックにすることは、〈世論〉に訴えることを意図 したと言えるであろう。

(2) "The Humble Petition of the Inhabitants of the County of Buckingham, Presented to the kings most Excellent Majestie at Windsor the thirteenth of this instant January. 1642. In the behalfe of Mr. Hampden Knight for the said County, and of the rest of the members of Parliament, accused by his Majestie of Treason. With his Majesties gratious answere thereunto. London Printed for John Burroughes 1641".

1642年1月4日に国王は、ピムやハムデンなどの5名の庶民院議員を逮捕するために武装警備隊を率いて庶民院に侵入した。庶民院は、この暴挙を激しく非難して「1月5日に宣言を作成して出版した」。この「宣言に基づいて、非常に多くの人たちが騒々しい方法でシティからウェストミンスターにやって来た。そこにおいて彼らは、幾人かの主教やその他の者に多くの侮辱と暴力を加えた「<sup>161</sup>。

5名の庶民院議員がウェストミンスターに凱旋した翌日(1月12日)、「幾らかのバッキンガムシャの人たちが国王への請願書を持ってやって来た。それは、この州のナイトであるハムデン氏を擁護するためのものであった」。5,000人から6,000人の多数(そのうち3,000人以上が乗馬であった)が3、4列に並んでやって来た<sup>™</sup>。文書(2)はバッキンガムシャ州住民の請願書のブロードサイド刷(提出後の写し)である<sup>™</sup>。

ところで、このブロードサイドのほかに、次のパンフレット刷写しが存在する。"The Two Petitions of the County of Buckingham, as they were presented to both Houses, by Knights, Esquiers, Captaines, and Gentlemen, with a very great number of Freeholders, being the true Copy as it was presented to the Houses of Parliament January 11. 1641."

バッキンガムシャ請願にみられるように、請願書にはしばしば複数の写

しが存在する。多くの場合、その一つはブロードサイド刷であり、署名を 集める目的のものである。もう一つは、しばしばパンフレット刷であり、 不特定多数の読み手(公衆)に向けられたもので、別個の請願書を添付し ていることがある。

(3) "To the honourable the House of Commons Assembled in Parliament. The humble Petition of many thousand poore people, in and about the Citie of London. Printed for Will. Larner and T. B. this 31 of January, 1642."

バッキンガムシャからの請願デモを起点として6週間のあいだ、ロンド ンの一般民衆は、騎乗か徒歩で地方からウェストミンスターにやって来る 数百人から数千人の人びとの縦隊を目撃した。1642年1月20日には 6,000 人がエセックスから着いた。1月25日には3,000人ないし4,000 人がヘリフォードシャから着いた。2月8日にはケントから請願者たちが 繰り込んだ

。徒弟ニーヒマイア・ウォリントンはこう書きとめている。「ケ ントの人びとがフィッシュ・ストリート・ヒル (Fish Street Hill) へ来る のを私はこの眼で見た。抗議書を帽子や腰帯にさした騎乗の数百名の人び と。彼らは3列になって整然とやって来た。先頭にはナイトとジェント ルマン、次に約20名の牧師、その後にそのほかの騎乗や徒歩の人びと 🗓。 2月10日にはノーサンプトンシャから「かつて送られた請願書の場合よ りも高位のジェントルマンたちが随行して、最も善い」請願書が持ち込ま れた。「1,000 名近い」人たちが、2月15日レスターシャから請願書を携 えてロンドンに到着した。2日後、1,500名から3,000名の人びとがシェ リフに率いられ、「上品に列を組んだ騎乗のナイト、ジェントルマン、自 由保有農たち」に従ってサセックスから着いた。これらの請願デモはジェ ントリの統制下にあり、整然としていた

図。

1642年1月から同年8月までの期間に,イングランド40州のうち38州から請願書が提出された<sup>®</sup>。請願書の写しを携えてひっきりなしにやって来る請願者たちのデモは、ロンドンの一般民衆にとってホットな話題と

なったであろう。それゆえ、「非常に大勢の民衆が、ホワイトホールとウェストミンスターの周辺に大変騒々しい方法で集まった。すべての真面目な人たち、とりわけ真面目な議員にとって、彼らの騒ぎを見聞きするのは陰うつなことであった」<sup>60</sup>。

日々首都に繰り込む請願デモを目撃することによって、従来暴力に訴えるのを常とした、読むことのできない下層民衆(「多頭の怪獣」)さえもが請願の行為や内容に強い関心をもった。1642年1月31日に、数百名の職人と「貧しい人たち」がモア・フィールズに集まり、請願書の写し(3)<sup>66</sup>を携えて庶民院へ行進した。彼らは、営業の衰退のために生じている困窮からの救済だけでなく、政治について意見を述べた。つまり、営業の大衰退によって自分たちは「すっかり貧乏になった」こと、その原因が貴族院のなかの主教、カトリック教徒、悪質な徒党の優勢さにあることを訴えた。

ところで、この請願書のブロードサイド刷写しのボトムには次のように 印刷されている。'For the use of the Petitioners who are to meet this present day in More Fields, and from thence to go to the house of Parliament with it in their hands'. この文句からわかるように、この写 しは、「モア・フィールズに集まる予定である請願者たち」が「それぞれ 手に持って議会にやって来る」ために印刷されたものである。

(4) "To the Honourable the Knights, Citizens and Burgesses in the Commons House of Parliament now assembled. The humble Petition of 15, 000 poore labouring men, known by the name of Porters, and the lowest Members of the Citie of London. London, Printed by R. Oulton and G. Dexter, for John Bull, 1641."

1642年1月31日、「運び屋として知られていた貧しい労働者とロンドン市の最下層のメンバー」15,000名の請願書が庶民院に差し出された。彼らは、失業しているために、有るか無きかの持物を売るか質入れし、家賃の支払いもできず「街に出て物乞いせんばかりである」、と窮状を訴えた®。この請願書のブロードサイド刷写し(4)のボトムには"A true relation

of the manner how it was delivered." が印刷されている。それは、6人の請願者によって請願書が議会に引き渡された際の仕方についてこう記している。「これらの表現は容認された。請願者たちは服従しつづけることを望まれた。要求の一部は認められた。その他の要求についても特別な注意が払われたから、われわれは満足すべきである。請願者たちは、議長の回答に感謝を述べた。請願者たちは、猶予ならない差迫った必要の下にあることに注意を向けるよう庶民院に望んだ」 $^{\circ\circ}$ 。

(5) "To the Right Honorable, the high Court of Parliament; The Humble Petition of many hundreds of distressed Women, Trades-mens Wives, and Widdowes. London, printed for John Hammond. 1642."

同日(1月31日)、女性の集団('many hundreds of distressed Women, Trades-mens Wives, and Widdowes')が「営業の大衰退によって引き起こされた彼女らの難渋と窮乏」を主教と貴族院のせいであると訴えた。貴族院に差し出されたこの請願書のブロードサイド刷写しが文書(5)である<sup>88</sup>。翌2月1日、この請願書への回答を求めておよそ 400 名の女性がパレス・ヤードを埋め尽くし、こう叫んだと言われる。「私たちは、自分の子供を連れてきた。家で飢えさせるぐらいなら、貴族院の扉の前に置き去りにしたほうがましだ」<sup>68</sup>。しかし、この請願書への回答は示されなかったようである。

この請願行動との関係は定かでないが、サザックの醸造者の妻アン・スタッグを指導者とする女性の集団('Mrs. Anne Stagg, a gentlewomen, and Brewer's wife, and many others with her of like rank and quality')が同様な請願書を庶民院に提出した。この請願書は、2月4日付けの次のパンフレットに複写されている。"A True Copie of the Petition of the Gentle Women, and Tradesmens-wives, in and about the City of London. Delivered, to the Honourable, the Knights, Citizens, and Burgesses, of the house of Commonns in Parliament, the 4th of February, 1641. London, Printed by R. O. & G. D. for John Bull,

#### 1641."

ところで、このパンフレットが請願書の写しのほかに"their severall Reasons why their sex ought thus to Petition, as well as the Men"と "the manner how both their Petition and Reasons was delivered"を載せていることは興味深い。「女性が請願しなければならない理由」や「請願の提出方法」を訴えているのは何故か。このパンフレット(しかも女性集団からの呼びかけ)は、議会が『大抗告』を開示した(政治の秘密原則を棄てた)直後の出版であるというコンテクストを考え併せるならば、議会による政策決定(公共圏)の独占への挑戦という意味をもっていると言えないであろうか<sup>(6)</sup>。

[小括] 『大抗告』を印刷してパブリックにした反国王派議員たちは、国王による5議員逮捕未遂事件を決定的な契機にして、ロンドン中産市民と地方ジェントリ・自由保有農から支持を取りつけることに成功した。一方、連日首都に行進して来た地方からの請願デモを歓声で迎えたロンドンの下層民衆は、請願書を携えたデモに強い関心をもった。彼らは、貧窮からの救済を政治と絡めて訴える「危険な請願」を組織した。

1642年1月に、ケントの地主へンリー・オクシンデンは、ロンドンの政治・経済の情勢を次のように書きとめている。「これほど大勢の、すべての類の抑圧された臣民(oppressed subjects of all sorts)が請願したことは歴史上いまだかつてない」。「営業が停止したので、シティの貧者たちが蜂起するのではないかと毎日恐れられている。王国の他の地域でもそうである」。「貧しい手工業者は、すべての州、とくにシティにおいて、すでに悲惨な困窮に追い込まれている。彼らはエセックスで立ち上がったと言われており、他のあらゆる場所でも蜂起が恐れられている。ロンドンでは、貧しい手工業者たちは少しでも長くもちこたえようとひどく苦労している。彼らは、性悪な貴族院議員、自分たちの幸福への妨害を追及しはじめた。貴族院議員と貧者を扱う方針を変えなければ、貧しい手工業者たちが貴族院議員とその館を打ち壊すのは間違いないであろう」「個。

蜂起寸前のロンドンに連日やって来る数百人数千人規模の請願デモと、これを取り巻いて歓声をあげた群衆に対する恐怖から、貴族院議員など多くの議員が田舎の館に引っ込むことになり、ここに内戦が大股で接近したのである。

## 第4章 「対抗請願」によるシティ当局への挑戦 — 1645 ~ 46 年

すでにみたように、革命初期に請願書を印刷することが常套手段になったが、請願書の印刷は、1646年にロンドンで展開する大衆請願キャンペーンのもとで新たな地平を切り開いた。「対抗請願」というかたちで請願デモが組織されたことによって、請願は市当局への抗議やロビー活動のための機能を強めたからである。本章では、「対抗請願」の展開を跡づけるとともに、請願の特徴的な用法を考察する。

#### 1.『シティ請願書』

(1) "To the Right Worshipfull, the Alderman, and Common Counsellmen of the Ward of Farrington within, at their Ward-Moot, 22. Decemb. 1645. A Representation of the humble and earnest Desires of the Inhabitants of the said Ward. Printed for Henry Shepheard at the Bible in Tower-street, and William Ley at Pauls-Chaine neer Doctors Commons. 1645."

1645 年 12 月はじめに、高長老制を支持するロンドン住民が、請願行動を起こし、請願文書を各区に送った。区が請願を組織する基礎単位であった。請願文書は区を回覧されたのち、署名表とともに区集会(Court Ward Moot)に提出された。区集会において、請願文書を支持する説教がおこなわれた。参集した住民たちは、恒久的な教会統治体制の早急な確立と「反寛容」を支持して議会に訴えるよう市参事会員に嘆願した。2 週間後の 1645 年 12 月 22 日に、ファリントン・ウイズイン(Farrington-Within)区から住民の請願書が市当局へ提出された。その請願書の写し(1)

(ブロードサイド刷)のボトムには次のことが記されている。

ファリントン・ウイズイン区に届けられた請願書は、区集会において「参集した住民全体の同意でもって承認された」。隣のファリントン・ウイズアウト区でも同様な手続きを経て請願書が承認された。そして、「同一の請願書がロンドンの他の区でも提出され、承認された」<sup>68</sup>。

上の記述からわかるように、高長老派はロンドンの行政区を単位として請願書への署名を集めた。そのことを裏づける請願書写し(ブロードサイド刷)が次のものであろう。"To the right Honourable the Lords and Commons assembled in Parliament, the Humble Petition of [ブランク]."<sup>64</sup>この印刷物は、ブランクの箇所に区名を記入して提出するための請願フォームである。

(2) "The humble Petition of the Lord Mayor, Aldermen, and Commons of the City of London in Common Councell Assembled, concerning Church-Government: Presented to the House of Peers upon Fryday the 16. of January 1645. London, Printed for John Wright at the Kings Head in the old Bayley. 17, Jan. 1645."

1646年1月15日、市参事会員ウィリアム・ギブスが市会の請願書を作成し、これを "Farrington-Within Petition"と一緒に提出した。この1月請願は、教区から分離したコングリゲーションの全面的禁止を求めて「反寛容」を訴え、『厳粛な同盟と契約』にしたがってスコットランド流の教会体制が早急に樹立されることを強く要求した。1月請願は、議会に提出されたのち直ちに "Farrington-Within Petition"と併せた版にして印刷され、文書(2)<sup>66</sup>として公表された。

(3) "To the Honourable the House of Commons assembled in High Court of Parliament: The Humle Remonstrance and Petition of the Lord Major, Aldermen, and Commons of the City of London, in Common Councell Assembled. London, Printed by Richard Cotes. 1646."

1646年4月14日、ロンドン市会は、王国に大量発生している分離主

義と異端について討議したのち、請願書作成委員会の設置を決議したが、ほどなくしてもっとラディカルな提案が市会に出された。すなわち、これまでの請願書の多くが議会によって無視されるか、議会特権の侵害とみなされて拒否されたので、幾らかの市民が、おそらくロンドン市選出議員の助言にしたがって、「抗議書」として訴える用法を促したのである。「シティの党派は、コプリィ(Colonel Copley)とハーリィ(Colonel Harley)からスティプルトン(Sir Philip Stapleton)の指示を受け取った。それは、請願に訴えることをやめて抗議書を発表し、税や消費税の支払いを拒否することを死物狂いで決意せよという指示であった」<sup>[6]</sup>。

5月はじめに市会は、両院へ提出する2通の抗議書について検討を始めた。3日間激論が戦わされ、採択の容易な項目に討議を限定したのち、5月22日に抗議書の内容がまとまった。そして「ジョーンズ(Captain Jones)とベラミィ(Captain Bellamy)が上院へ出かけて、いつそれを手渡したらよいか議長に相談した。議長は次の火曜日を指定した」<sup>60</sup>。

少なくとも1ヶ月間回覧されたのち、5月26日に代表委員団によって両院に提出されたこの請願書は、一般に『シティ抗議書』と称される。文書(3)は庶民院に提出された『シティ抗議書』の写しである<sup>160</sup>。庶民院宛ての抗議書は17項目から成っており、はじめにこれまでの請願書に掲げられた以下の諸要求が表明された。「秘密の分離教会」が全面的に禁圧されるべきこと。「すべての再洗礼派、ブラウニスト派、分離派、異端者、冒涜者、議会によって定められた、または定められるであろう公の規律に従わないすべてのセクトが訴えられ、そして彼らを起訴するためになんらかの有効な方策が打ち立てられるべきこと」。「神の言葉にしたがって」教会統治体制が確立されるべきこと。さらに抗議書は、「傷つきやすい良心者のために考慮を払う」議会の調停(寛容)政策を、「国民契約に反する寛容をセクトに期待させる」結果を招くという理由から攻撃し、「議会によって発布された、あるいは発布される長老制教会統治に不満をいだく者は公職に就くべきでない」と主張した。

ところで、庶民院宛ての抗議書に関して注目すべきことは、それが宗教問題のほかに国政の基本的事項に触れている点である。すなわち、国王への早急な和平の提案、スコットランドとの連合の維持、アイルランドの再征服が要求されているのである。それゆえ、長時間に及ぶ論議が起こされ、庶民院は真二つに分裂した。その結果、「適切な時期に」考慮すると答えることでようやく意見がまとまったけれども、抗議書を考慮する「適切な時期」は見いだされなかった。一方、貴族院宛ての抗議書は、庶民院宛てのそれに比べて簡潔であり、さほど耳ざわりな表現でなかった。しかし、貴族院でも市当局の期待する返答は得られなかった<sup>(6)</sup>。

『シティ抗議書』は、議会に承認されなかったけれども、〈単なる請願〉をのりこえた〈抗議〉によって、1月請願の切り開いた視界はさらに拡大し、ロンドンと議会の関係に新たな段階を画した。なぜならば、宗教事項のみならず国政一般に関する保守的な政策綱領が公にされたことによって、「侵すべからざる」議会特権が容易ならぬほど掘り崩されたからである。その意味で『シティ抗議書』は、議会の権威に対する挑戦という性格をもつ文書であった<sup>50</sup>。

(4) "To the Right Honourable the Lord Major, the Right Worshipfull the Aldermen and Commons of the City of London in Common Councell Assembled. The Humble Petition of divers well affected Citizens and Free-men of London, under the Jurisdiction of the Lord Major."

この請願文書(4)は、『シティ抗議書』を支持する多数の「ロンドンの市民と自由民」が市当局に差し出した請願書の写し(ブロードサイド刷)である<sup>60</sup>。トマソン・コレクションで知られるジョージ・トマソンは、この写しに次のように手書きしている。「6月5日にできあがった。私自身、その作成と推進に一役買った」。この請願書は、諸区を回覧されて6月23日に市当局へ提出された。

ところで、この写し(署名集め用のオリジナル版)のほかに、別のブロードサイドが出版されている。そのタイトルは次のとおりである。"The

true Copy of a Petition, delivered to the Right Honorable the Lord Major, Aldermen, and Commons of the City of London, in Common-Councell assembled, on Tuesday the 23 of June, 1646. London, Printed by Richard Cotes, Printer to the Honorable City of London, 1646." ボトムに次のことが記されている。「この請願書には数千人が署名した。すべての署名者が、上流市民・自由民・市長の管轄範囲の住民であった。請願書は、多数の立派な人士の手によって、彼ら自身とすべての署名者の名において、提出された」<sup>50</sup>。この文句からわかるように、"The true Copy" は、請願書が提出されたあとに、不特定の読み手(公衆)に向けて印刷されたものである。

#### 2.「対抗請願」

(5) "A Petition of Citizens of London. Presented to the Common Councell for their Concurrence with, and thankfulnesse and submission to the Parliament; And that nothing may be done, tending to disturbe the Parliament. To the Honourable the Lord Major, Aldermen and Commons of the City of London, in Common-councell assembled. The humble Petition of divers citizens and Inhabitants of the City. Printed according to Order, for Henry Overton, dwelling in Popes-head Alley. 1646."

市会の1月請願(1646年1月15日)に「対抗する」請願書を準備するために、セクトの会合が1646年2月の最後の週にシティで開かれたと言われる。そこでは、「分離した集会を続けているすべての人びとの署名」を含めて4、5万人の署名を得ることや、「署名を得るために請願文をそれぞれの集会に送ること」が提案された。しかし、「対抗する」請願書は提出されなかった。また、同年3月17日、独立教会派の人たちが「シティのすべての地区および郊外から」集まった支持者たちにデモを組織させた。そして彼らは、午後4時から9時まで「多数の敬虔な正統派キリスト教徒」とギルドの「ホールで幾つかのグループにかたまって」寛容問題を論議し

たと言われる $^{69}$ 。その後 5 月にも、市会が『シティ抗議書』の最終形式について討議していたとき、その機先を制し、反対勢力(独立教会派の人たちと寛容の支持者たち)が市会へやって来て、彼ら自身の請願書を一緒に議会へ提出するように要請したが、議会に提出されなかった。彼らの請願書の写し(ブロードサイド刷)が(5)である $^{69}$ 。ボトムに 'This Petition was delivered May 22. 1646. Subscribed by many Citizens, and assented unto by many more.' と記されている。

(6) "The Humble Acknowledgement, and Petition of divers inhabitants, in, and about the Citie of London. Presented to the Honourable the Commons of England in Parliament Assembled. the second of June. 1646. Printed by M. S. for Henry Overton, in Popes-head-Alley. 1646."

市会の1月請願以後、ロンドンでは一般民衆を巻き込んで宗教上の寛容をめぐる対立が深まったが、そうした事態は、5月26日の『シティ抗議書』を契機にして直接的な対決という様相を呈する。つまり6月2日、急進的な市民たちが「対抗する」請願書を提出した。「ロンドンの何千人もの人たちの謙虚な請願書(An humble Acknowledgment and Petition)が庶民院へ提出された。…これは、シティから提出された先の請願書に対する対抗請願(a Counter Petition)であった。今や、諸政策が対立を生み出すことになり、武器が執られ始める」<sup>68</sup>。この請願書には 20,000 人の署名が付されており、『シティ抗議書』に対する反撃と見なされた。この請願書の写しが(6)である  $^{50}$ 。トーマス・エドワーズによれば、ヒュー・ピーターズがこの「対抗請願」の準備に加わり、「署名を得るために、彼の下男が請願文をシティのあちこちに運んだ」 $^{50}$ 。

(7) "A New Petition: Earnestly entreating Subscription of Hands to back the late City Remonstrance. ......London, Printed by Matth. Symmons. 1646."

6月16日頃に出版された文書(7)は、請願書を載せたパンフレットであ

る<sup>®</sup>。請願書を印刷している目的は、それが「危険な」内容であることを 宣伝するためであった。つまり、高長老派市民の請願書 "To the Right Honourable the Lord Major, the Aldermen and Commons of the City of London in Common Councell Assembled. The humble Petition of divers well-affected Citizens and Free-men of London under the jurisdiction of the Lord Major." が印刷されている。次に、「教区委員と 教区民の対話」の形式でもって、高長老派市民の請願書に反対する「所見」 を提示している。そのタイトルは "Observations upon the fore-going Petition by way of Dialogue between a Church-warden and a Parishioner." である。

この文書からわかるように、市当局と高長老派市民の攻勢に対して危機 意識をつのらせた独立教会派の人たちは、自己防衛のためにパンフレット でもって反撃を開始した。こうして、6月から8月にかけて〈パンフレット論争〉が展開するのである<sup>68</sup>。

(8) "A Remonstrance of Many Thousand Citizens, and other Free-born People of England, to their owne House of Commons. Occasioned through the Illegall and Barbarous Imprisonment of that Famous and Worthy Sufferer for his Countries Freedoms, Lieutenant Col. John Lilburne."

ロンドン市当局と高長老派市民の大衆動員による攻勢は、過激な政治行動を出現させる引き金になり、1646年7月7日に、レベラーの名で知られるグループの文書(8)が出現した<sup>60</sup>。この『イングランドの数千人もの市民と他の自由民の、彼ら自身の庶民院に対する抗議書』は、貴族院によるジョン・リルバーンの投獄と不当な扱いに抗議するかたちをとって発表されたけれども、それは議会の権威に対する市当局の挑戦というコンテクストのもとで作成された政策綱領にほかならなかった。つまり、『シティ請願』が長老制教会体制の樹立と早急な和平の実現を訴えた政策綱領宣言であったのに対して、「イングランドの市民と自由民」の抗議書は、寛容の確立

と国王権力の廃止を提唱した政策綱領宣言であった。こうしてロンドンで展開した請願キャンペーンは、議会の権威と政策決定特権に対する挑戦という地平を開いたのである。「あなた方は長い間、庶民院というよりも貴族院のように振舞ってきた、とあからさまに申し上げねばならない。請願という形式で要望や動議を携えてわれわれがあなた方の扉あたりに近づくと、あなた方はきまって、われわれがあなた方の特権を侵しているのではないかと長い時間審議するからである」<sup>60</sup>。

[小括] 寛容をめぐる論議とセクトに対する攻撃が引き起こしたロンドンにおける宗教上の対立は、1645年末に開始された請願キャンペーンのもとで次第に政治的な対立に転換した。

従来、市民の不満を代弁するエージェントの役割を果たしてきたのは市会であった。請願書は、最初に市会の外で(市民によって)作成され、そして審議に付すべく市会へ提出された。次に、市会は請願の内容に忠実にコミットした公式の請願書を作成した。しかるに、『シティ抗議書』はそうした手続きを突破した。というのは、この文書を市会じたいが作成することによって、市会は市民全般のエージェントとしての役割(中立性のみせかけ)を棄てたからである。そのために、『シティ抗議書』に反対する「対抗請願」が組織されたが、この共同行動は、政治過程への大衆参加を促進するとともに、参加民主主義についての諸概念を醸成した。

# 結びにかえて

レベラーの請願は、苦情の救済を訴えることよりもむしろ、世論を形成して議会に圧力をかけたりロビー活動をおこなうことを目的とするものであった。この点は、レベラーの請願書の写しに用いられている印刷技法(集会・デモ・署名集めに関する指令が印刷されていること、「ブランク」に州名を記入するフォーマットが印刷されていること、タイトルページの一部分を改めて別の用途で印刷されていることなど)から理解される。

ところで、これらの印刷上の技法は、すでにみたように革命の初期から、 請願集団の多くが用いており、常套手段になっていたけれども、それに磨 きをかけたのが「対抗請願」である。

「対抗請願」による対決の過程で、市民大衆の分裂は〈ロンドン大闘争〉のかたちをとって政治的な両極性を与えられることになる。このことは"A New Petition"の「対話」に象徴的に示されていると言えるであろう。

教区委員は、教区民に(不正な)請願書への署名を強要する際にこう言った。 'it is as harmless a petition as ever was subscribed unto, and many honest and understanding men have subscribed it.' これに反論して、教区民はこう言った。'I will not make other men's examples, but my own reason the rule of my actions. ......I look upon it as a very dangerous petition.' いまや、革新的な用法による請願の実践(請願書の作成・集会・推進・署名)は、新たな共同性と公共性を説明するための革新的な観念(民主主義的な政治文化)を醗酵させつつあった。

## 註

- 1) British Library, Thomason Tracts (以下 B. L.), 669. f. 11(126). ボトムに印刷されている全文は次のとおりである。 'All well affected persons, which are desirous to endeavour the securing of Englands peace, and their owne rights and freedomes, are desired peaceably to repaire to Westminster on Friday morning next, being Feb. 18. 1647 to assist in the delivering of this Petition; and to attend the answer of the Parliament thereupon; Sr. John Maynard being appointed to be carried up to the Lords Bar upon Saturday Feb. 19. In whose sufferings every individuall Englishmans interest is involved, and the Lords illegall claime to a jurisdiction over him, a Commoner in a criminall case, if suffered, will be made a president for the ruine of every man that shall any way oppose their prerogative, or illegall practices. A legall tryall is all that we desire, in the ordinary Courts of Justice, by a Jury equals; for if one man may be destroyed contrary to law, by the same rule a thousand may be destroyed also, and then farewell Englands lawes and liberties for ever.' 1章については拙著『レベラー運動の研究』(溪水社、2000年)第9章~終章参照。
- (2) B. L., 669. f. 13(89).

- (3) B. L., E. 548(16). W. Haller and G. Davies eds., *The Leveller Tracts* 1647-1653, 1944 repr. 1964, p.172. (Huntington Library の写しからリプリントしたもの)
- (4) D. M. Wolfe ed., *Milton in the Puritan Revolution*, 1941 repr. 1963, p.399. (McAlpin Collection of Union Theological Seminary の写しを複写したもの). cf. B. L., 669. f. 14 (13); B. L., E. 564 (9). この「過激な文書」を攻撃したものに次のパンフレットがある。The Discoverer, wherein is set forth to undeceive the Nation there all Plots and Stratagems of Lieut Col. John Lilburn, June 2, 1649. B. L., E. 558(2); The Discoverer, being an Answer to a Book entitled Englands New Chain, the Second part, discovered, by John Canne. July 13, 1649. B. L., E. 564(9); The same Hand again, against the present Councel of States bad friends, John Canne. July 25, 1649. B. L., E. 565(27). また、この文書はセクトや独立教会派からも非難された。The Petition of several Churches of God in London commonly though falsly, called Anabaptists. April 2, 1649. B. L., E. 549(14). トルミー著、大西晴樹・浜林正夫訳『ピューリタン革命の担い手たち』(ヨルダン社、1983年) p.324.
- (5) B. L., E. 551(14). 正式なタイトルを示すと、 点線の部分に次の文が記されている。
  "In behalf of Lieutenant Col. John Lilburne, Mr. William Walwyn, Mr. Thomas Prince, and Mr. Richard Overton, (Now Prisoners in the Tower of London) And Captain William Bray, Close-prisoner in Windsor-Castle, And Mr. William Sawyer, Prisoner at White Hall"
- (6) Haller and Davies, op.cit., pp. 169-70.
- (7) Ibid., p.105.
- (8) J. Frank, The Levellers. A History of the Writings of Three Seventeenth-Century Social Democrats: John Lilburne, Richard Overton, William Walwyn, 1955, p.60.
- (9) 貴族の請願書については J. Rushworth ed., *Historical Collections*, 10vols., 1680-1722 repr. 1969, PT II -2, pp. 1260-2. K. Lindley, *The English Civil War and Revolution*. *A sourcebook*, 1998, pp.57-9.
- (10) Rushworth, op.cit., PT II -2, pp.1263-4.
- (II) B. Whitelocke, *Memorials of the English Affairs*, 2nd edn. 1732, P.36. S. R. Gardiner, *History of England from the Accession of James 1 to the Outbreak of the Civil War 1603-1642*, 10 vols., 1965, IX, p.207. 2章および3章については拙稿「イギリス革命初期における民衆の政治化と国王・議会の危機意識―ホワイトロック『メモリアルズ』にみる革命的危機―」(山代宏道編『危機をめぐる歴史学―西洋史の事例研究―』刀水書房 2002 年, 所収)参照。
- (12) Rushworth, op.cit., PT II-2, pp.1262-3.
- (13) Rushworth, op.cit., PT III-1, pp.93-6.
- (4) B. L. Additional Ms. 11045, f. 135, in K. Lindley, op.cit., p.62. 「市参事会員

- ペニントンが、数百名の人びととともに、ロンドン市民の請願書(Citizens Petition)を提出した。それは 15,000 人によって署名されていた」。Whitelocke, op.cit., p.39.
- (15) Rushworth, op.cit., PT III-1, p.172; B. L., E. 196(30), pp.10-11.
- (16) Rushworth, op.cit., PTIII-1, pp.135-6; B. L., 664. f. 4(9)
- (17) そのほかに、デボンシャ(2月19日)、ランカシャ・ノッティンガムシャ(4月21日)、リンカンシャ(5月27日)、オックスフォードシャ(7月27日)、サマセットシャ(翌年12月)から請願書が出された。したがって反主教制請願を提出したのは19州である。A. Fletcher, *The Outbreak of the English Civil War*, 1981, p.92.
- (18) Whitelocke, op.cit., p.40.
- (9) A Collection of Speeches made by Sir Edward Dering Knight and Baronet, in matter of Religion. Some formerly printed, and divers more now added: All of them revised, For the Vindication of his name, from weake and wilfull calumnie: And by the same Sir Edward Dering now subjected to publike View and Censure, upon the urgent importunity of many, both Gentlemen and Divines. B. L., E. 197(1), p.17(1641. Nov. 22.) オウム請願('parrot petition')については、cf. D. Zaret, Petitions and the "Invention" of Public Opinion in the English Revolution, American Journal of Sociology, Vol. 101, No. 6, 1996; Do., Origins of Democratic Culture. Printing, Petitions, and the Public sphere in Early-Modern England, 2000. 本稿は Zaret の研究に依るところが大きい。
- (20) Fletcher, op.cit., p.194.
- (21) Whitelocke, op.cit., p.51
- (22) Rushworth, op.cit., PTIII-1, pp.437-51.
- (23) Verney Papers. Notes of Proceedings in the Long Parliament by Sir Ralph Verney, Camden Society, 1<sup>st</sup> Series, Vol. 31, 1845 repr. 1968, p.122.
- (24) Clarendon, The History of the Rebellion and Civil Wars in England, 7vols., 1849, VI, p. 310.
- (25) B. L., E. 197(1), pp.109, 118.
- (26) Whitelocke, op.cit., p.53
- (27) Ibid., p.54.
- (28) B. L., 669. f. 3(33). 出版年が 1641 年と記されているのは、当時旧曆 (3月25日を元日とする) が用いられていたからである。
- ② B. L., E. 181(29). ボトムに 'Printed to prevent false copies'と印刷されている。 パンフレット刷の請願写しは、トマソン・コレクションのなかに以下の2点がある。
  - ① "The Two Petitions of the County of Buckingham: As they were presented to both Houses, by Knights, Esquires, Captaines, and Gentlemen, with a very great number of Freeholders, being the true Copy as it was presented to the Houses of Parliament, January 11. 1641. Printed at London for F. Coles, & T. Banks, 1641." (B. L., E. 131(20).) この請願書には"To the Honorable, the Knights, Citizens, and Burgesses of the Commons, assembled in Parliament. The humble Petition of

the Marriners and Sea-men, Inhabitants, in and about the Ports of London, and the River Thames."が添付されている。この請願書のボトムにはこう印字されている。 'This Petition was subscribed by many thousands, and presented to the Committee of the Honourable House of Commons at Grocers Hall, 8. Jannuary 1641.'②"To the Kings most excellent Majestie. The Petition of the Inhabitants of the County of Buckingham, concerning Mr. Hampden, Mr. Hollis, Mr. Pym, Sir Arthur Haslerigge, and Mr. Strowd. With his Majestie's Answer or Message, sent by the Lord Keeper to both Houses of Parliament, From Windsor, January 13. 1641. London, Printed for John Thomas, 1641."(B. L., E. 131(21).)この請願書には"To the Honourable the House of Commons in Parliament Assembled. The humble Petition of the trained Band, and other Inhabitants of Westminster."が添付されている。'true copy' false copy' の問題も興味深いが、ここでは解明できなかった。

- (30) B. Manning, The English People and the English Revolution 1640-1649, 1976, pp.104-5, 171-2.
- (31) Three Petitions. The One, Of the Inhabitants of the Towne of Colchester: The other Two, Of the County of Essex, 20 Jan. 1642. B. L., E. 134(13).
- ③2) 地方からの請願については cf. Fletcher, op.cit., Chapter 6.
- (33) Fletcher, op.cit., Chapter 6.
- (34) Whitelocke, op.cit., p.54.
- (35) B. L., 669. f. 4(54).
- (36) B. L., 669f. 4(55).
- 図) Ibid. 差し出し方について記された全文は次のとおりである。The Petitioners coming to the House, were called, and six of them having access, one of them was to speake, and that was the man that delivered the Petition; and thus he delivered himself: May we humbly crave leave of this Honourable House to deliver a Petition, the Answere was, to bring it in, and then the Petitioners were ordered to withdraw: and after some time spent, the Petitioners were called in againe, and Mr. Speaker was desired in the name of the House to give the Petitioners many thanks for the love, care, and obedience they manifested: and their expressions were kindly accepted of and the Petitioners were wished to continue in their obedience, and for their request, part of it was provided for, and the other part the House did take speciall care of, and we should have full satisfaction. To which the Speaker for the Petitioners replyed, that they gave the Honourable House many humble and great thanks for their gracious acceptance, and withal did humbly desire the Honourable House would take notice, that the pressing necessities are such we lye under, as cannot admit of delays.'
- (38) B. L., 669. f. 4(57).
- (39) Salvetti's newsletter 4(14)February 1641 quoted by B. Manning ed., Politics,

Religion and the English Civil War, 1973, p.185. Gardiner, op.cit., X, p.162.

- (40) B. L., E. 134(17); Harleian Miscellany, 12vols., 1810, v, p.268-72.
- (41) 請願の用法をめぐる論議については次稿で考察したい。
- (42) D. Gardiner ed., The Oxinden Letters 1607-1642, 1933, pp.286, 272, 285, 300.
- (43) B. L., 669. f. 10(41). ボトムの全文は次のとおりである。"The true copie of a Petition presented by the Inhabitants of the Ward of Farrington within, at their Court Ward Moot, holden the 22. of December, before the Right Worshipfull the Alderman of the Ward, and Common-Councell then chosen for the yeare ensuing, and there willingly approved of by the generall consent of the Inhabitants of the same Ward then present: the same Petition was likewise presented by the Inhabitants of Farrington without the same day, at their Court Ward Moot holden before the Right Worshipfull the Alderman of their Ward and the Common-Councell then chosen, and was likewise approved and assented unto, and the like Petitions were presented in other Wards in London, and assented unto.' 4章については前掲拙著第4章参照。
- (44) B. L., 669. f. 10(37).
- (45) B. L., E. 316(20).
- (46) M. A. Kishlansky, The Rise of the New Model Army, 1979, p.85.
- (47) Ibid., p.86.
- (48) B. L., E. 338(7).
- 側 貴族院への請願書は B. L., E. 339(1). "to the Right Honorable the Lords assembled in High Court of Parliament: The Humble Remonstrance and Petition of the Lord Major, Aldermen, and Commons of the City of London, in Common Councell Assembled. Together with the Lordships Answers thereunto. London, Printed by Richard Cotes, for John Bellamie. 1646."
- (50) Kishlansky, op.cit., pp.87-8.
- (51) B. L., 669. f. 10(58).
- (3) B. L., 669. f. 10(63). ボトムの全文は次のとおりである。'This petition was subscribed by many Thousands, all of them Citizens of the best rank and quality, Freemen and Inhabitants within the Jurisdiction of the Lord Major, and presented by many grave and eminent Persons of worth and quality, in the Names of themselves and all the rest of the Subscribers. Further, they did declare the reason wherefore they did present the said Petition, because they did perceive by divers scandalous Pamphlets, published and set forth (by some who are no friends to Peace, Truth, and Government) wherein it is declared that the late Remonstrance and Petition presented to the Honourable Houses of Parliament by the Lord Major, Aldermen, and Commons of the City of London, was not the Act of the City, but of some few of the Common -Councell. To prevent which grosse untruth, the said Citizens did present this Petition thus

subscribed, to shew their concurrence with, and approbation of so good a Work; and likewise to manifest their good affections and earnest desires of a well grounded Peace, and of a setled Government in Church and Common-wealth; and of using all good and lawfull meanes for the removall of those pressing Grievances that so heavily are upon them. As also to expresse their utter dislike to the proceedings of those who have replyed against the said Remonstrance.' 6月5日までに市民たちが『シティ抗議書』を支持して請願書"To the Lord Mayor and Common Councell of London"を作成し、諸区で回覧して6月23日に市会へ提出した。6月には8,000名以上の市民が請願書"A Justification of the City Remonstrance"に署名しており、2万枚の写しが印刷されて宣伝用に配布されたと言われる。V. Pearl, "London's Counter Revolution", in G. E. Aylmer, ed., *The Interregnum; The Quest for Settlement 1646-1660*, 1972, p.36. トルミー前掲訳書p.248.

- (53) トルミー前掲訳書 p.264.
- (54) B. L., 669. f. 10(57).
- (55) Whitelocke, op.cit., p.208.
- (56) B. L., E. 339(12).
- (57) トルミー前掲訳書 p.264.
- (58) B. L., E. 340(24). 正式なタイトルを示すと、点線の部分に次の文が記されている。
  "Unto which is annexed a usefull Dialogue, betwixt a Church-warden and a Parishioner, Declaring the danger of the said New Petition. Serving as a Christian Caveat to the wise-hearted, to take heed of having their feet taken in the snare thereof. By a cordiall Wel-willer to the peace of this famous City. Licensed and Entred according to Order."
- (59) 独立教会派の側から出されたパンフレットには次のものがある。The Interest of England maintained:the Honour of the Parliament Vindicated. In centaine Observations upon a Dangerous Remonstrance lately presented to the Lord Major. June 8, 1646, B. L., E. 340(5); A Moderate Reply to the Citie Remonstrance presented to Parliament 26 May. Containing severall Reasons why many well affected Citizens cannot assent thereunto. June 12, 1646, B. L., E. 340(20); Conscience caution'd & so set at libertie. Also a further Answer to the City Remonstrance of the 26 May. June 20, 1646, B. L., E. 341(7); John Price, The City -Remonstrance Remonstrated, Or an answer to Colonell John Bellamy his Vindication thereof in justification of the Moderate Reply to the City-Remonstrance. July 24, 1646, B. L., E. 345(18). 長老教会派側が出したパンフレットには次のものがある。A Glasse for Weak-ey'd Citizens: or a Vindication of the Petition to the Lord Mayor and Common Councel[of 5 June] from the Aspersions of a Seditious Pamphlet intituled A Dialogue, &c. June 19, 1646, B. L., E. 341(5); John Bellamie, A Vindication of the Remonstrance and Petition of

(60) 正式なタイトルを示すと、続いて次のように記されている。"Wherein their just Demands in behalfe of themselves and the whole Kingdome, concerning their Publike Safety, Peace and freedome, is Expressed; calling these their Commissioners in Parliament to an Account, how they (since the beginning of their Session, to this present) have discharged their Duties to the Universallity of the People, their Soveraigne Lord, from whom their Power and Strength is derived, and by whom (ad bene placitum,) it is continued." B. L., E. 343(11); D. M. Wolfe, ed., Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution, 1944 repr. 1967, pp.112-30; W. Haller ed., Tracts on liberty in the Puritan Revolution 1638-1647, 3 vols., III, 1934 repr. 1965, pp.351-370. Wolfeと Haller の写しは McAlpin Collection of Union Theological Seminary からリプリントしたものである。

(61) Wolfe, op.cit., p.120.

#### 付記

本稿は平成 13~15年度科学研究費補助金(基盤研究(B)〈近代欧米における「個」と「共同性」の関係史の総合的研究〉)による成果の一部である。

# The innovative use of printed petitions in the English Revolution.

## Takuji TOMODA

"For the first time in English history the combination of cheap printing and democratic ferment made the public ear both available and important." (J. Frank, *The Levellers*, p.60) The purpose of this paper is to explore the important role of printed petitions.

Petitions were printed for the use of petitioners, often with instructions about gathering signatures and about meeting to present the signed petitions in a procession to Parliament. The processions that took a petition to Parliament heightened popular interest in petitions and petitioners.

All sides (Presbyterians, Independents, Levellers and Royalists) used printed petitions for propaganda or invoking public opinion. In the result many petitions came from associations of private persons. They met in private houses, taverns, and sectarian congregations to debate and sign petitions. Popular participation in petitions made a decisive break with traditional practice. Many citizen petitioners opposed or lobbied municipal corporations, such as London—only the mayor, aldermanic court, and Common Council had authority to issue petitions on behalf of the city corporation—over proposals to petition Parliament. The practical experience with novel use of printed petitions to appeal to public opinion led to novel ideas on the political order, for example 'consent' and 'reason'.